

○湖周行政事務組合建設工事等審査委員会規程

平成 25 年 3 月 28 日

訓令第 1 号

改正 平成 28 年 4 月 25 日訓令第 1 号

(設置)

第 1 条 湖周行政事務組合が締結しようとする建設工事その他の契約に係る入札参加資格及び業者の指名等について適正を期するため、湖周行政事務組合建設工事等審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には副組合長(岡谷市副市長)を、副委員長には諏訪市副市長及び下諏訪町副町長を、委員には事務局長、岡谷市市民環境部長、諏訪市市民部長及び下諏訪町住民環境課長をもって充てる。

(平成 28 訓令 1・一部改正)

(審査事項)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 建設工事の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約に参加する業者の資格審査、資格基準並びに適格に関する事。
- (2) 設計金額 1, 0 0 0 万円以上の工事請負の一般競争入札に付する場合の入札参加資格及び指名競争入札に付する場合の業者の選定に関する事。
- (3) 設計金額 8 0 0 万円以上の工事請負の随意契約による場合の業者の選定に関する事。
- (4) 1 件 5 0 0 万円以上の建築土木その他の測量、調査及び設計等の委託契約の一般競争入札に付する場合の入札参加資格並びに指名競争入札並びに随意契約に付する場合の業者の選定に関する事。
- (5) 請負工事の指名停止に関する事。
- (6) 請負業者との紛争の処理に関する事。
- (7) その他組合長が必要と認める事項

(会議)

第 4 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、会務を総理する。委員長に事故あるとき、又は不在のときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、関係の職員に対し、資料の提出、説明又は意見を求めることができる。
- 4 委員長は、委員会を招集する時間的余裕がないと認めるときは、持回り審査に付すことにより委員会の審査に代えることができる。
- 5 委員会は、委員の半数以上の出席で開き、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 6 委員会の会議は、公開しない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務建設課が行う。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年訓令第1号)

この訓令は、平成28年4月25日から施行する。